昭和二十八年大蔵省令第十一号

施行規則 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

第一条 この省令において「酒類」とは、酒税法 め、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施 条の規定に基き、並びに同令の規定を実施するた 法律施行令 (昭和二十八年政令第二十八号) 第六 行規則を次のように定める。 十五条及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第九

売業者」又は「酒類卸売業者」とは、酒税の保2 この省令において「酒類製造業者」、「酒類販 定する酒類をいい、その品目については、同法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規 全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八 の規定によるものとする。 2

3 第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者この省令において「酒類小売業者」とは、法 酒類販売業者又は酒類卸売業者をいう。 第三条の三 酒税の保全及び酒類業組合等に関す

年法律第七号。以下「法」という。)第二条第

二項から第四項までに規定する酒類製造業者、

(名称の承認の申請)

第一条の二 法第六条第四項(法第八十三条にお 一による申請書を、財務大臣に提出しなければ大臣の承認を受けようとする者は、別紙様式第 いて準用する場合を含む。)の規定により財務

(地区の承認の申請)

第二条 法第七条ただし書の規定により財務大臣 よる申請書を、財務大臣に提出しなければなら の承認を受けようとする者は、別紙様式第二に

(組合員の資格の承認の申請)

第三条 法第九条第二項ただし書又は同条第四項 財務大臣に提出しなければならない。 うとする者は、別紙様式第三による申請書を、 ただし書の規定により財務大臣の承認を受けよ (電磁的方法) 2

第三条の二 法第十八条第三項 (法第五十六条第 法とする。 あつて財務省令で定めるものは、次に掲げる方 方法その他の情報通信の技術を利用する方法で む。) に規定する電子情報処理組織を使用する 六項及び第八十三条において準用する場合を含

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

> 係る電子計算機に備えられたファイルに記 通信回線を通じて送信し、受信者の使用に の使用に係る電子計算機とを接続する電気 送信者の使用に係る電子計算機と受信者

れたファイルに記録された情報の内容を電 の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者 気通信回線を通じて情報の提供を受ける者 イルに当該情報を記録する方法 の使用に係る電子計算機に備えられたファ 送信者の使用に係る電子計算機に備えら

り一定の情報を確実に記録しておくことがで きる物をもつて調製するファイルに情報を記 磁気ディスクその他これに準ずる方法によ

ことができるものでなければならない。 への記録を出力することにより書面を作成する 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイル録したものを交付する方法

電磁的方法の種類及び内容) (組合員たる資格を有する者に対して示すべき

に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)のにより示すべき電磁的方法(法第十八条第三項 以下「令」という。)第五条の二第一項の規定 る法律施行令(昭和二十八年政令第二十八号。 種類及び内容は、次に掲げるものとする。 前条第一項各号に掲げる方法のうち、

二 ファイルへの記録の方式 者が使用するもの

(創立総会の議事録)

第三条の四 法第十八条第十一項(法第五十六条 第六項及び第八十三条において準用する場合を 含む。)の規定による議事録の作成については、 この条の定めるところによる。 創立総会の議事録は、書面をもつて作成しな

| 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容 ければならない。 とするものでなければならない。

創立総会の議事の経過の要領及びその結果 創立総会が開催された日時及び場所

創立総会に出席した発起人の氏名又は名称 創立総会の議長の氏名

五. (設立又は合併の認可の申請) 氏名又は名称 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の

第四条 法第十九条第一項(法第五十四条第四

及び第八十三条において準用する場合を含む。)

ればならない。 式第五による申請書を、財務大臣に提出しなけ 受けようとする者は、別紙様式第四又は別紙様 をいう。以下同じ。)の設立又は合併の認可を は中央会(酒造組合中央会又は酒販組合中央会 会又は酒販組合連合会をいう。以下同じ。)又 合をいう。以下同じ。)、連合会(酒造組合連合 の規定により酒類業組合(酒造組合又は酒販組

第四条の二 法第二十二条 (法第八十三条におい る提供とする。 年法律第八十六号)第八百四十七条第一項の財 て準用する場合を含む。次項において同じ。) した書面の提出又は当該事項の電磁的方法によ 務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載 において読み替えて準用する会社法(平成十七

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な一 被告となるべき者

2 社法第八百四十七条第四項の財務省令で定める 又は当該事項の電磁的方法による提供とする。 方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出 法第二十二条において読み替えて準用する会 断の基礎とした資料を含む。) 酒類業組合が行つた調査の内容(次号の判

発起人の責任の有無についての判断

ないときは、その理由 定する責任追及等の訴えをいう。)を提起し て、責任追及等の訴え(法第二十二条におい て準用する会社法第八百四十七条第一項に規 発起人に責任があると判断した場合にお

(理事会の議事録)

第四条の三 法第二十六条第四項(法第八十三条 めるところによる。 理事会の議事録の作成については、この条の定 において準用する場合を含む。)の規定による

2 席した理事は、これに署名しなければならな 理事会の議事録は、書面をもつて作成し、出

3 するものでなければならない。 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容と

理事会が開催された日時及び場所

するときは、その旨 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当

いて準用する場合を含む。ロにおいて同 法第二十六条第五項(法第八十三条にお

> 六条第二項の規定による理事の請求を受け じ。) において準用する会社法第三百六十 て招集されたもの

事が招集したもの 社法第三百六十六条第三項の規定により 法第二十六条第五項において準用する会 理

Ŧi. は名称 を有する理事があるときは、当該理事の氏名 理事会に出席した監事又は組合員の氏名又 議決を要する事項について特別の利害関係 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(発起人の責任追及等の訴えの提起の請求方法

六 理事会の議長の氏名

第四条の四 法第三十三条 (法第八十三条にお 条の三第一項の財務省令で定めるものは、 において読み替えて準用する会社法第四百三十 て準用する場合を含む。次条において同じ。) 掲げるものとする。 (理事又は監事のために締結される保険契約)

されるもの 険者が塡補することを主たる目的として締結 当該酒類業組合に生ずることのある損害を保 責任の追及に係る請求を受けることによつて じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該 該酒類業組合がその業務に関連し第三者に生 する酒類業組合を含む保険契約であつて、 被保険者に保険者との間で保険契約を締結 当

一 理事又は監事が第三者に生じた損害を賠 つたことによつて第三者に生じた損害を賠償その職務上の義務に違反し若しくは職務を怠 る請求を受けることによつて当該理事又は監 者が塡補することを目的として締結される る請求を受けることによつて当該理事又は監 する責任を負うこと又は当該責任の追求に係 事に生ずることのある損害(理事又は監事が する責任を負うこと又は当該責任の追及に係 事に生ずることのある損害を除く。)を保

求方法等 (理事又は監事の責任追及等の訴えの提起の請

第四条の五 法第三十三条において読み替えて準 用する会社法第八百四十七条第一項の財務省令 面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供 で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書

被告となるべき者

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な

社法第八百四十七条第四項の財務省令で定める 又は当該事項の電磁的方法による提供とする。 方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出 法第三十三条において読み替えて準用する会 | 2 酒類業組合が行つた調査の内容(次号の判 3

項に規定する責任追及等の訴えをいう。) において準用する会社法第八百四十七条第一において、責任追及等の訴え(法第三十三条 理事又は監事の責任の有無についての判断 理事又は監事に責任があると判断した場合 を

の基礎とした資料を含む。)

(総会の招集の請求に係る電磁的方法)

提起しないときは、その理由

第四条の六 法第三十四条第七項 (法第五十八条 含む。)に規定する財務省令で定める方法は、第二項及び第八十三条において準用する場合を 第三条の二第一項第二号に掲げる方法とする。 (総会招集の承認の申請)

第五条 法第三十四条第九項(法第五十八条第二 に提出しなければならない。 ことを証する書類を添付して、これを財務大臣 上に相当する議決権を有する会員の同意を得た とを証する書類又は議決権の総数の五分の一以 簿及び総組合員の五分の一以上の同意を得たこ 合等」と総称する。) の組合員名簿又は会員名 類業組合、連合会又は中央会(以下「酒類業組 うとする者は、別紙様式第六による申請書に酒 む。) の規定により総会の招集の承認を受けよ 項及び第八十三条において準用する場合を含

び内容) (組合員に対して示すべき電磁的方法の種類及

第五条の二 令第六条の二第一項の規定により示 すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げ るものとする。

二 ファイルへの記録の方式 第三条の二第一項各号に掲げる方法のう 送信者が使用するもの

(定款の変更の認可の申請)

いて準用する場合を含む。)の規定により定款 第六条 法第三十八条第三項(法第八十三条にお 第七による申請書を、財務大臣に提出しなけれ の変更の認可を受けようとする者は、別紙様式 (総会の議事録

第六条の二 法第三十八条の三 (法第五十八条第 む。) の規定による総会の議事録の作成につい 二項及び第八十三条において準用する場合を含 第十条の二 法第五十八条第一項 (法第八十三条

ては、この条の定めるところによる

総会の議事録は、 ならない 書面をもつて作成しなけれ

おいて同じ。)において準用する会社法第四百

るものでなければならない。 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とす

総会が開催された日時及び場所

総会に出席した理事及び監事の氏名総会の議事の経過の要領及びその結果

議事録の作成に係る職務を行つた理事の 総会の議長の氏名

五四

(協定の設定の認可の申請)

第七条 法第四十三条第一項前段 含む。以下同じ。)の設定の認可を受けようと 協定(総合調整計画及びその実施に関する定を 大臣に提出しなければならない。 する者は、別紙様式第八による申請書を、 において準用する場合を含む。) の規定により (法第八十三条 財務

第八条 法第四十三条第一項後段 様式第九による申請書を、財務大臣に提出しな 協定の変更の認可を受けようとする者は、別紙 ければならない。 (協定の変更の認可の申請) .おいて準用する場合を含む。) の規定により (法第八十三条

第八条の二 法第四十三条第三項 (法第八十三条 務大臣に提出しなければならない。 る者は、別紙様式第九の二による届出書を、 協定の設定又は変更の議決の届出をしようとす において準用する場合を含む。)の規定により (協定の廃止の届出) (協定の設定等の届出) 財

いて準用する場合を含む。)の規定により協定第九条 法第四十六条第二項(法第八十三条にお 出しなければならない。 議事録の謄本を添付して、これを財務大臣に提 十による届出書に協定の廃止を議決した総会の の廃止の届出をしようとする者は、別紙様式第 (公告の方法)

第十条 法第四十七条第二項(法第八十三条にお 法第四十三条第一項ただし書の規定の適用を受 要しないものとする。 項の規定による認可の取消しに伴う協定の廃止 ける協定についての公告又は法第四十五条第三 の方法によつてしなければならない。ただし、 は、官報及び酒類業組合等の定款に定める公告 いて準用する場合を含む。)の規定による公告 についての公告については、官報による公告は

(財産目録の作成)

において準用する場合を含む。

次項及び次条に

2 なす。 て、清算をする酒類業組合の会計の帳簿につい格を付さなければならない。この場合におい 法第四百七十五条 (第三号を除く。) に掲げる 録については、この条の定めるところによる。 九十二条第一項の規定により作成すべき財産目 場合に該当することとなつた日における処分価 き、法第五十八条第一項において準用する会社 ては、財産目録に付された価格を取得価額とみ 前項の財産目録に計上すべき財産について その処分価格を付すことが困難な場合を除

3 を示す適当な名称を付した項目に細分することて、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容 て表示しなければならない。この場合におい ができる。 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分し

資産 負債

正味資産

第十条の三 法第五十八条第一項において準用す 切な項目に細分することができる。 第一号及び第二号に掲げる事項については、 ものでなければならない。この場合において、 べき決算報告は、次に掲げる事項を内容とする る会社法第五百七条第一項の規定により作成す (決算報告の作成) 適

よつて得た収入の額 債権の取立て、資産の処分その他の行為に

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他 の行為による費用の額

その税額及び当該税額を控除した後の財産の 残余財産の額(支払税額がある場合には、

(清算人会の議事録)

2 第十条の四 法第五十八条第二項 (法第八十三条 ない。 出席した清算人は、これに署名しなければなら については、この条の定めるところによる。 条第四項の規定による清算人会の議事録の作成 において準用する場合を含む。第三項及び次条 において同じ。) において準用する法第二十六 清算人会の議事録は、書面をもつて作成し、

3 とするものでなければならない。 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容

当するときは、 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該 清算人会が開催された日時及び場所

> の請求を受けて招集されたもの 第三百六十六条第二項の規定による清算人 第二十六条第五項において準用する会社法 法第五十八条第二項において準用する法

第三百六十六条第三項の規定により清算人第二十六条第五項において準用する会社法 が招集したもの 法第五十八条第二項において準用する法

清算人会の議事の経過の要領及びその結果

五. 兀 氏名 を有する清算人があるときは、 清算人会に出席した監事又は組合員の氏名 議決を要する事項について特別の利害関係 当該清算人の

六 清算人会の議長の氏名 又は名称

〈清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法

第十条の五 法第五十八条第二項において読み替 務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載 えて準用する会社法第八百四十七条第一項の財 した書面の提出又は当該事項の電磁的方法によ

被告となるべき者

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な

定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面 する会社法第八百四十七条第四項の財務省令で の提出又は当該事項の電磁的方法による提供と 法第五十八条第二項において読み替えて準用

断の基礎とした資料を含む。) 酒類業組合が行つた調査の内容(次号の

清算人の責任の有無についての判断

三 清算人に責任があると判断した場合にお 提起しないときは、その理由 項に規定する責任追及等の訴えをいう。)を において準用する会社法第八百四十七条第一 て、責任追及等の訴え(法第五十八条第二項

(連合会の地区の承認)

第十条の六 法第七十九条第一項ただし書の規定 により財務大臣の承認を受けようとする者は、 出しなければならない。 別紙様式第十一による申請書を、 (公正な取引の基準の実施) 財務大臣に提

第十一条 財務大臣は、法第八十六条の三に規定 するもののほか、同条の規定により定める公正 な取引の基準の目的その他当該公正な取引の基

準の実施に関し必要な事項を定めることができ

(表示方法の届出を要しない見本)

第十一条の二 令第八条の三第一項に規定する財 示しているものとする。 ある旨を容易に識別することができる方法で表 末酒を除く。)の内容量が百ミリリットル未満 務大臣が定める見本用の酒類は、当該酒類 (表示方法の届出等) かつ、当該容器の見やすい箇所に見本用で (粉 上欄 中欄

出は、酒類製造業者(酒税法第二十八条第六項規定する酒類の品目の表示の方法についての届第十一条の三 令第八条の三第一項又は第二項に 造者とみなされた者を含む。以下同じ。)、酒類 構成する団体が行う。 販売業者又はこれらの者が直接若しくは間接に 又は第二十八条の三第四項の規定により酒類製 蒸 式 単 留 続当該品目に属する酒類の全ての

た表示証を容器に見やすく貼り付け、又は酒類 類の品目の表示の方法は、酒類の品目を印刷し一令第八条の三第一項又は第二項に規定する酒 十一の二による届出書を、 の品目を直接容器に見やすく印刷することと ければならない。 一の二による届出書を、財務大臣に提出しな前項の届出をしようとする者は、別紙様式第 かつ、次の各号のいずれにも該当する方法 焼酎

|酒税法第三条第十号イからホまで|本

粨 焼

格焼

耐乙 又は ・リカ

掲げるもの

3

つては、当該粉末酒の重量)に応じ明瞭に判日本文字であり、かつ、内容量(粉末酒にあ酒類の品目を表示するために用いる文字が 読できる大きさ及び書体であること 酒類の品目を表示するために用いる文字の

色が表示証又は容器の全体の色と比較して鮮 明でその文字が明瞭に判読できること

当該品目に属する酒類の全てのも

本みり

栄養剤その他の薬剤又は薬剤甘

一部とし

味果実

酒又は

判別できる方法により行う。 号、単式蒸留焼酎にあつては②の記号が明瞭に にあわせて、連続式蒸留焼酎にあつては①の記 は、前項に規定する方法による当該呼称の表示式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎に係る表示の方法 ワイトリカーの呼称によることとしている連続 酒類の品目の表示を第十一条の五に定めるホ 酒 甘 実これらの浸出液を原料の 味強壮剤、

たもの

務大臣が定める酒類の包装は、通常当該酒類の第十一条の四 令第八条の三第三項に規定する財 (表示を要する酒類の包装)

|号に規定するアルコール分をいう。

ルコール分(酒税法第三条第

水割り

酒 味

ウイス

|以下この条において同じ。) が十三|キ

|アルコール分が十三度未満のもの

水割り

ブラ

度未満のもの

品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるも

のとする。

第十一条の五 令第八条の三第四項に規定する財 務省令で定める酒類は、 (品目の例外表示) 次の表の上欄に掲げる

品目の酒類とし、同項に規定する財務省令で定 呼称とする。 に掲げるものにつき、 める呼称は、当該酒類のうち、同表の当該中欄 同表の当該下欄に定める 原

下欄 |蒸留機により蒸留したもの(水以 一酵させたアルコール含有物を単式 外の物品を加えたものを除く。)

アのに限る。)及び水を原料として発

料米こうじ(黒こうじ菌を用いたも泡盛

|法第八十六条の六第一項の規定に|日本酒 一これらの浸出液を原料の一部とし又は薬キ強壮剤、栄養剤その他の薬剤又は薬味酒 第九十七号) 第五条第二項第二号 |酒税法施行令(昭和三十七年政令 たもの 白酒 用酒

|として指定した日本酒の表示を使

用することができるもの

もホ

によつて国税庁長官が地理的表示 より定められた酒類の表示の基準

耐甲 · 又 は ・リカ ワイ 他 の|米、米こうじ及び水を原料として|濁酒 の 発酵させたもので、 に掲げるもの こさないもの

(記号表示の届出)

式当該品目に属する酒類の全ての

もホ

ワイ

焼

第十一条の六 令第八条の三第五項の規定により 示の届出をしようとする者は、別紙様式第十一製造場、引取先又は詰替場所の所在地の記号表 の三による届出書を、財務大臣に提出しなけれ ばならない。

(表示の省略等の承認の申請)

対务大五の承認を受けようとする者は、別紙様 第十一条の七 令第八条の三第六項の規定により 式第十一の四による申請書を、 なければならない。 、財務大臣に提出する者は、別紙様

、酒類販売管理者の選任、

|規定する単式蒸留機をいう。以下 |蒸留機(酒税法第三条第十号イに

この条において同じ。)により蒸留

したもの(水以外の物品を加えた

ものを除く。)

|酵させたアルコール含有物を単式 |のに限る。) 及び水を原料として発 |米こうじ(黒こうじ菌を用いたも|泡盛

よる酒類販売管理者の選任は、次に定めるとこ第十一条の八 法第八十六条の九第一項の規定に ろにより行わなければならない。 その販売場において酒類の販売業務を開始

一 酒類販売管理者として選任した者が欠ける に至つたときは、速やかに選任すること。 するときまでに選任すること。

2

その販売場において酒類の販売業務に従事す小売業者(法人であるときは、その役員)がのうちから選任すること。ただし、酒類 るときは、自ら酒類販売管理者となることを 続して雇用されることが予定されている者 (酒類小売業者と生計を一にする親族を含む 酒類小売業者に引き続き六月以上の期間継

味 薬 果 用 実 甘

されていない者を選任すること。 他の販売場において酒類販売管理者に選任

Ŧi. 法令に係る研修(以下「酒類販売管理研修 は第六項に規定する酒類の販売業務に関する という。)を受けた者を選任すること。 過去三年以内に法第八十六条の九第一項又

(法第八十六条の九第一項の財務省令で定める

第十一条の九 る財務省令で定める法令は、 法第八十六条の九第一項に規定す 次のとおりとす

酒税法

三 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル (大正十一年法律第二十号)

五 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十 る法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す

七年法律第百三十四号) 資源の有効な利用の促進に関する法律 伞

成三年法律第四十八号)

進等に関する法律(平成七年法律第百十二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

食品循環資源の再生利用等の促進に関する (平成十二年法律第百十六号)

九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地 情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律

五年法律第百九号) アルコール健康障害対策基本法 (平成二十

,酒類販売管理研修の受講)

第十一条の十 とする者は、別紙様式第十一の五による受講申 う。) に提出しなければならない。 定を受けたもの(以下「研修実施団体」とい 込書を法第八十六条の九第一項の規定により指 酒類販売管理研修を受けさせよう

受講証を交付しなければならない。 た者に対して、別紙様式第十一の六による研修 研修実施団体は、酒類販売管理研修を受講し

(酒類販売管理研修の指定の申請)

第十一条の十一 法第八十六条の九第一項の規定 る申請書を、財務大臣に提出しなければならな 団体」という。)は、別紙様式第十一の七によ により指定を受けようとするもの(以下 「申請

(指定の基準)

第十一条の十二 による指定は、次の各号のいずれにも適合して いると認められるものについて行う。 申請団体が次のいずれにも該当しな 法第八十六条の九第一項の規定

- から第七号の二までのいずれかに該当する 酒税法第十条第一号、第四号又は第六号
- しない法人その他の団体であつて、酒類販売 を直接又は間接の構成員とする営利を目的と 申請団体が酒類製造業者又は酒類販売業者 の取消しの日から三年を経過しないもの 次条の規定により指定を取り消され、そ
- 三 酒類販売管理研修の実施に関する計画が適 切なものであること。

能力を有するものであること。

管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び

- 受講手数料が適当と認められる額であるこ
- 五 正当な理由なく受講を制限するものでない (指定の取消し)
- の各号のいずれかに該当する場合には、その指第十一条の十三 財務大臣は、研修実施団体が次 定を取り消すことができる。
- 偽りその他の不正の行為により指定を受け 前条各号(第一号口を除く。)のいずれか
- 実施しなかつた場合 に適合しなくなつた場合 正当な理由なく一年間酒類販売管理研修を
- (指定の取消しの申請手続)
- 第十一条の十四 研修実施団体が、酒類販売管理 なければならない。 とにより研修実施団体の指定の取消しを申請し 研修を廃止しようとするときは、別紙様式第十 の八による申請書を、財務大臣に提出するこ
- 第十一条の十五 財務大臣は、法第八十六条の九 指定の取消しに係る研修実施団体の名称及び所る指定の取消しを行つたときは、当該指定又は 日を公表しなければならない 第一項の規定による指定又は前二条の規定によ 在地並びに当該指定又は指定の取消しを行つた (法第八十六条の九第二項第二号の財務省令で (指定等の公表)
- 第十一条の十六 法第八十六条の九第二項第二号 うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を 適切に行うことができない者とする。 の障害により酒類販売管理者の職務を適正に行に規定する財務省令で定める者は、精神の機能

定める者

- (酒類販売管理者の届出)
- 第十一条の十七 法第八十六条の九第四項の規定 により酒類販売管理者の選任又は解任の届出を

- 十一の九による届出書を、財務大臣に提出しな しようとする者は、販売場ごとに、別紙様式第 ればならない。
- (法第八十六条の九第六項の財務省令で定める
- 第十一条の十八 けた日から起算して三年を超えない期間とす 酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修を受 する財務省令で定める期間は、同項に規定する 法第八十六条の九第六項に規定

(標識の掲示)

- 第十一条の十九 法第八十六条の九第九項の規定 なければならない。 を記載した標識をその販売場の公衆の見やすい類販売管理者の氏名及び次項各号に掲げる事項 その他の公衆の閲覧に供する方法)により行わ う。) をしようとするときは、インターネット の他の方法により売買契約の申込みを受けて当 販売(不特定かつ多数の者に商品の内容、販売 場所に掲示する方法(当該酒類小売業者が通信 酒類販売管理者を選任した後速やかに、当該酒 該提示した条件に従つて行う商品の販売をい 価格その他の条件を提示し、インターネットそ により掲げる標識は、同条第一項の規定により
- 2 で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法第八十六条の九第九項に規定する財務省令 販売場の名称及び所在地
- 研修実施団体の名称 を受けた年月日及び当該酒類販売管理研修の 酒類販売管理者が最後に酒類販売管理研修

(交付金の交付の申請)

- なければならない次回の酒類販売管理研修の 酒類小売業者が酒類販売管理者に受けさせ
- 第十一条の二十 財務大臣は、酒類販売管理者に 管理者が行う法第八十六条の九第一項の助言又 よる適正な販売業務の確保を図るために必要な は指導に関し必要な報告を求めることができ 限度において、酒類小売業者に対し、酒類販売

(申請書等の様式の特例)

- 2 実施団体に対し、その酒類販売管理研修に関し の確保を図るために必要な限度において、 必要な報告を求めることができる。 財務大臣は、酒類販売管理研修の適正な運営 研修
- 第十二条 法第八十七条の規定により酒類業組合 等の成立の届出をしようとする者は、 (酒類業組合等の成立の届出) 別紙様式

- 第十二による届出書を、 財務大臣に提出しなけ
- (酒類業組合等の解散の届出
- 第十三条 法第八十七条の規定により酒類業組合 ればならない。 第十三による届出書を、財務大臣に提出しなけ 等の解散の届出をしようとする者は、別紙様式
- 2 事録の謄本を添付しなければならない。ただ の場合は、この限りでない。 し、法第九十条の規定による命令に基づく解散 前項の届出書には、解散を議決した総会の議

(決算関係書類の提出)

- 第十四条 法第八十七条の二第一項の規定により を添付して、これを財務大臣に提出しなければ ようとする者は、別紙様式第十四による提出書 事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出し (組合員名簿又は会員名簿の異動書類の提出 ならない。
- 第十五条 法第八十七条の二第二項第一号の規定 動書を、財務大臣に提出しなければならない。出しようとする者は、別紙様式第十五による異 の記載事項につき異動事項を記載した書類を提 により酒類業組合等の組合員名簿又は会員名簿 (役員等の異動書類の提出)
- 第十五条の二 法第八十七条の二第二項第二号の 規定により役員の氏名、住所及び資格につき異 大臣に提出しなければならない。 動事項を記載した書類を提出しようとする者 は、別紙様式第十五の二による異動書を、 財務
- |第十六条 法第九十二条第一項の規定により交付 える地域を地区とする酒類業組合等にあつては 金の交付を受けようとする者は、別紙様式第十 出しなければならない。 は当該酒類業組合等の地区の所轄国税局長に提 国税庁長官に、その他の酒類業組合等にあつて 六による申請書を、一の国税局の管轄区域を超
- 様式第十一の四まで及び別紙様式第十一の七か第十七条 国税庁長官は、別紙様式第一から別紙 ら別紙様式第十六までの各様式について必要が 部の事項を削ることができる。 あるときは、所要の事項を付記すること又は
- する申請書、届出書、提出書、異動書、報告書第十八条 この省令の規定により財務大臣に提出 及びこれらの添付書類は、次の各号に定めると (経由機関等)

- ころにより、それぞれ当該各号に掲げる機関を 自して提出しなければならない。
- 類販売業者については、当該酒類業組合の主もの以外のもの又は酒類製造業者若しくは酒 主たる事務所の所在地が当該酒類業組合の の住所地又は製造場若しくは販売場の所 びに第十一条の七に規定する申請書について の六及び第十一条の十七に規定する届出書並 販売業者の住所地(第十一条の三、第十一条 の所在地又は当該酒類製造業者若しくは酒類 たる事務所の所在地若しくは当該申請団体等 等」という。)で次号又は第三号に規定する 修実施団体(以下この条において「申請団体 合でないものを含む。以下この項において同 者が直接又は間接に構成する団体で酒類業組 所轄税務署長 区外にあるときは、当該酒類業組合の地 地)の所轄税務署長。ただし、酒類業組合の は、当該酒類製造業者若しくは酒類販売業者 じ。)、酒類業組合以外の申請団体若しくは 酒類業組合(酒類製造業者又は酒類販売業
- 所の所在地又は当該申請団体等の所在地が当 おいて同じ。)に酒類販売管理研修を実施し管理者の選任が見込まれる者を含む。同号に 一 連合会若しくは一の都道府県の区域若しく 該連合会又は酒類業組合の地区外にあるとき 申請団体等の所在地の所轄国税局長。ただ 酒類業組合の主たる事務所の所在地又は当該 を除く。)については、当該連合会若しくは ようとする申請団体等(同号に規定するもの る地域の販売場の酒類販売管理者(酒類販売 を除く。)又は一の税務署の管轄区域を超え 地区とする酒類業組合(次号に規定するもの は一の都道府県の区域よりも広い区域をその 国税局長 は、当該連合会又は酒類業組合の地区の所轄 連合会若しくは酒類業組合の主たる事務
- 三 中央会若しくは一の国税局の管轄区域を超 える地域をその地区とする酒類業組合又は一 ようとする申請団体等については、 酒類販売管理者に酒類販売管理研修を実施し の国税局の管轄区域を超える地域の販売場の
- 出しなければならない 酒類業組合が所轄国税局長に提出する申請書 は、同号に規定する所轄税務署長を経由して提 第十六条の規定により前項第一号に該当する

(身分を示す証票)

第十九条 法第九十一条第二項に規定する身分を 示す証票は、別紙様式第十七によるものとす

(権限の委任)

定に基づく財務大臣の権限のうち、次の各号に第二十条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規 掲げるもの以外のものは、国税庁長官に委任す 法第四十三条第一項(法第八十三条におい 1

の設定又は変更の認可 て準用する場合を含む。)の規定による協定 2

三 法第八十四条第一項から第三項までの規定 する場合を含む。)の規定による協定の変更一 法第四十五条 (法第八十三条において準用 による酒税保全のための勧告又は命令 命令又は認可の取消し

設定、変更及び廃止 法第八十六条の規定による基準販売価格の 1

法第八十五条の規定による国税審議会への

及び全国を地区とする酒類業組合に対するも 法第九十条の規定による解散命令(中央会

定する認可又は勧告若しくは命令について公 法第九十四条第一項の規定により同項に規 委員会の財務大臣に対する処分の請求を受け 正取引委員会に協議すること。 法第九十四条第二項の規定により公正取引

委任することができる。 権限のうち、その一部を国税局長又は税関長に 国税庁長官は、前項の規定により委任された ること。

1

限のうち、その一部を税務署長に委任すること 国税局長は、前項の規定により委任された権

3 ができる。

附

この省令は、公布の日から施行する。 則 (昭和二九年四月二三日大蔵省令

この省令は、公布の日から施行する。 第二六号)

第六一号) 則 (昭和三一年一〇月一日大蔵省令

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和三二年六月一日大蔵省令第

この省令は、公布の日から施行する。ただ 改正後の第十一条の二及び別紙様式第十一 四三号) 3

の二の規定は、 昭和三十二年十月一日から施行

令第九一号)附 則 (昭 (昭和三四年一二月二八日大蔵省

年法律第二百三号)の施行の日から施行する。 関する法律の一部を改正する法律(昭和三十四 この省令は、酒税の保全及び酒類業組合等に

第二五号) (昭和三七年三月三一日大蔵省令

する。 この省令は、昭和三十七年四月一日から施行

業組合等に関する法律施行規則に基づいて提出 この省令による改正前の酒税の保全及び酒類 された申請書(この省令の施行の際、当該申請 に基づいて提出された申請書とみなす。 のに限る。)は、この省令による改正後の酒税 書に係る申請について処分がなされていないも 保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則

附則 一九号) (昭和三八年四月一日大蔵省令第

この省令は、 公布の日から施行する。

二三号) 附則 (昭和四〇年四月一日大蔵省令第

この省令は、公布の日から施行する。 令第八五号)附则(昭 則 (昭和四六年一二月一〇日大蔵省

第六号) 抄 間、昭和五六年三月三一日大 この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五六年三月三一日大蔵省令

同年五月一日から施行する。第三項の改正規定並びに附則第二項の規定は、 規定、第十七条第二項の改正規定及び第十九条 する。ただし、第三条の次に一条を加える改正 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行 1

第一五号) 附 (昭和五八年三月三一日大蔵省令

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行

(昭和五九年三月三一日大蔵省令

この省令は、 第 附 七 号 則 昭和五十九年四月一日から施行

令第五四号) 附 則 (昭和六三年一二月三〇日大蔵省

1 三十一日までの間に酒類の製造場から移出さ する。 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月 この省令は、昭和六十四年四月一日から施行

> 条の九第一項及び第十一条の十並びに別紙様式 第十一の二及び第十一の五から第十一の七まで び酒類業組合等に関する法律施行規則第一条第 れ、又は保税地域から引き取られる清酒につい の規定は、なおその効力を有する。 ては、前項の規定による改正前の酒税の保全及 項、第十一条の六第一項及び第三項、第十一

三号) 附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四

この省令は、公布の日から施行する。 六三号) (平成五年五月三一日大蔵省令第

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 附則 三二号) (平成六年三月三〇日大蔵省令第

一〇〇号) 則 (平成六年九月三〇日大蔵省令第

1

年十月一日)から施行する。 (施行期日) この省令は、行政手続法の施行の日 (平成六

この省令は、公布の日から施行する。 第一〇七号) 則 (平成六年一一月一一日大蔵省令

八号) 附 則 (平成九年七月九日大蔵省令第五

ら施行する。 する法律の施行の日 (平成九年七月二十日) 確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関 この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の

第三七号) 則 (平成一二年三月三一日大蔵省令

る。 この省令は、平成十二年四月一日から施行す

2 り酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた 七条第一項の規定により酒類の製造免許を受け る法律施行規則第十一条の五の規定は、 及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和二 場所を含む。)から移出する酒類(酒税の保全 条第六項又は第二十八条の三第四項の規定によ 二年四月一日以後にその製造場(同法第二十八 酒類製造者とみなされた者をいう。) が平成十 第六項又は第二十八条の三第四項の規定により 造業者(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第 て酒類の製造を業とする者及び同法第二十八条 十八年政令第二十八号)第八条の三第一項に規 改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関す 酒類製 1

。)について適用する。 後に販売場から搬出する酒類の容器及び包装ら引き取る酒類及びその者が詰め替えて同日以を受けた者をいう。)が同日以後に保税地域か 法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許 定する酒類をいう。)並びに酒類販売業者 (同令第八条の三第三項に規定する包装をいう

第六九号) 附 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令

1

この省令は、平成十三年一月六日から施行す

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令に る。 れを取り繕い使用することができる。 よる改正前の様式による用紙は、当分の間、こ

この省令は、平成十三年五月一日から施行す 第三六号 則 (平成一三年三月三〇日財務省令

2 る法律施行規則第十一条の五の規定は、酒類製 ら引き取る酒類及びその者が詰め替えて同日以 を受けた者をいう。) が同日以後に保税地域 法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許 定する酒類をいう。)並びに酒類販売業者(同十八年政令第二十八号)第八条の三第一項に規 場所を含む。)から移出する酒類(酒税の保全 り酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた 条第六項又は第二十八条の三第四項の規定によ 後に販売場から搬出する酒類の容器及び包装 及び酒類業組合等に関する法律施行令 三年五月一日以後にその製造場(同法第二十八 酒類製造者とみなされた者をいう。)が平成十 第六項又は第二十八条の三第四項の規定により 七条第一項の規定により酒類の製造免許を受け 造業者(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第 て酒類の製造を業とする者及び同法第二十八条 (同令第八条の三第三項に規定する包装をいう 改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関す : (昭和二

令第五五号) (平成一四年一○月二八日財務省

する。 この省令は、平成十四年十一月一日から施行

2 造業者 て酒類の製造を業とする者及び同法第二十八条 七条第一項の規定により酒類の製造免許を受け る法律施行規則第十一条の五の規定は、酒類製 改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関す (酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 第

日以後に販売場から搬出する酒類の容器及び包域から引き取る酒類及びその者が詰め替えて同免許を受けた者をいう。)が同日以後に保税地 四年十一月一日以後にその製造場(同法第二十 う。) について適用する。 装(同令第八条の三第三項に規定する包装をい (同法第九条第一項の規定により酒類の販売業規定する酒類をいう。) 並びに酒類販売業者 全及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和た場所を含む。)から移出する酒類(酒税の保 より酒類の製造免許を受けた製造場とみなされ 八条第六項又は第二十八条の三第四項の規定に 酒類製造者とみなされた者をいう。)が平成十 第六項又は第二十八条の三第四項の規定により 二十八年政令第二十八号)第八条の三第一項に 1 (施行期日)

則 (平成一五年六月三〇日財務省令

この省令は、平成十五年九月一日から施行す

則 (平成一七年三月四日財務省令第

日)から施行する。 第百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七 ができる。 は、当分の間、 第六条の規定による改正前の様式による用紙 この省令は、 所要の調整をして使用すること 不動産登記法(平成十六年法律

2

第六二号) 附 則 (平成一七年八月一七日財務省令

1 この省令は、 平成十七年九月一日から施行す

2 律施行規則別紙様式第十七による検査票とみな 正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法 による検査票は、当分の間、この省令による改 業組合等に関する法律施行規則別紙様式第十七 この省令による改正前の酒税の保全及び酒類

第二五号) 則 (平成一八年三月三一日財務省令

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施 行する。

この省令は、 第四〇号) 則 (平成一八年四月二八日財務省令 平成十八年五月一日から施行す

令第八八号) 則 (平成二七年一二月二五日財務省

(品目の例外表示に関する経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類 業組合等に関する法律施行令第八条の三第四項 第七号に規定する清酒をいう。) については、 清酒の項の下欄に定める呼称を表示している清 組合等に関する法律施行規則第十一条の五の表 の規定により、改正前の酒税の保全及び酒類業 なお従前の例による。 (酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 第三条

第二二号) 則 (平成二九年三月三一日財務省令

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日 施行する。 から

行規則の一部改正に伴う経過措置) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施

第三条 第三条の規定による改正後の酒税の保全 び第十五条の二の規定は、この省令の施行の日規則」という。)第十二条、第十三条第二項及 条若しくは第十三条の届出書又は第十五条の二 以後に提出する新酒類業組合法施行規則第十二 この項及び次項において「新酒類業組合法施行 及び酒類業組合等に関する法律施行規則(以下 の異動書について適用する。

2 この省令の施行の際現に提出されている第三 又は第十六の各様式とみなす。 第五、第六、第十一、第十一の二、第十一の 業組合法施行規則別紙様式第一から第三まで、 組合等に関する法律施行規則別紙様式第一から 条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業 四、第十一の八、第十二、第十三、第十五の二 第十一の四、第十一の八、第十二、第十三、第 第三まで、第五、第六、第十一、第十一の二、 「旧別紙様式」という。)は、それぞれ、新酒類 十五の二又は第十六の各様式(次項において

3 することができる。 よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用 この省令の施行の際現に存する旧別紙様式に

第三二号 則 (平成二九年三月三一日財務省令

(施行期日)

第一条 この省令は、酒税法及び酒税の保全及び 律(平成二十八年法律第五十七号。以下「改正酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法 法」という。) の施行の日から施行する。 ただ

> 附則第四条の規定は、 公布の目から施行す

(酒類販売管理研修に係る経過措置

条において「施行日」という。) 前に改正法第第二条 この省令の施行の日(以下この条及び次 項中「財務省令で定める期間ごと」とあるのおける同条第六項の規定の適用については、同 場合において、施行日以後六月を経過する日前販売管理者として選任されたものとみなされた う。) 第八十六条の九第一項の規定による酒類 の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組 管理研修」という。) を受けている者が、改正 二条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類 八年法律第五十七号)の施行の日から六月を経 は、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等 日から施行日以後六月を経過する日までの間に 以後三年を経過する日が到来するときは、施行 合等に関する法律(次条において「新法」とい 法附則第五条第一項の規定により改正法第二条 修(以下この条及び次条において「旧酒類販売 規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研 業組合等に関する法律第八十六条の九第五項に に関する法律の一部を改正する法律(平成二十 に、当該旧酒類販売管理研修を最後に受けた日

(標識の掲示に係る経過措置) 過する日まで」とする。

第三条 新法第八十六条の九第一項に規定する酒 者」という。)が施行日前に旧酒類販売管理研売管理者(以下この条において「酒類販売管理規定により選任されたものとみなされた酒類販げる場合において、改正法附則第五条第一項の類小売業者が同条第九項の規定により標識を掲 受けた日までの間における同条第九項に規定す 販売管理者が新法第八十六条の九第一項に規定修を受けていないときは、施行日から当該酒類 らず、次に掲げる事項とする。 いう。) 第十一条の十八第二項の規定にかかわ 律施行規則(附則第五条において「新規則」と 正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法 る財務省令で定める事項は、この省令による改 する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を

|第四条 改正法附則第五条第三項及び第四項に規 定する財務大臣の権限は、国税庁長官に委任す (経過措置に関する権限の委任)

販売場の名称及び所在地

(様式に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に提出され、

までの各様式とみなす。 第十一の五から第十一の九までの各様式(次項 交付されているこの省令による改正前の酒税 れ、新規則別紙様式第十一の五から第十一の 保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則 において「旧別紙様式」という。)は、それぞ (第三項において「旧規則」という。) 別紙様式

2 この省令の施行の際現に存する旧別紙様式に することができる。 よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用

の間、新規則別紙様式第十七による検査票とみ 旧規則別紙様式第十七による検査票は、

第一九号) 附 則 (平成三〇年三月三一日財務省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。

附 号) 則 抄 (令和元年五月七日財務省令第一

(経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。 (施行期日)

2 り繕い使用することができる。 式又は書式による用紙は、当分の間、 この省令の施行の際、現に存する改正前の 、これを取

第三三号) 則 (令和元年一一月二九日財務省令

九第三号の改正規定は、令和四年四月一日からの施行の日から施行する。ただし、第十一条の 施行する。 備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定 係る措置の適正化等を図るための関係法律の整 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に

二八号) 附 則 (令和二年三月三一日財務省令第

この省令は、 令和二年四月一日から施行す

(令和三年二月一日財務省令第三

附

年三月一日) (令和元年法律第七十号)の施行の日 この省令は、会社法の一部を改正する法律 から施行する。 (令和三

三四号) (令和三年三月三一日財務省令第

47 A H B

別開発式版本 000度441-80度420 1-01860--開発区 財務大阪 駅

** * H H

別紙様式第4

BAL, PER CONTROL PROPERTY OF THE CONTROL PROPERTY OF T

March Right Control of the Control o

```
HERVEL AR A REPORT OF THE PROPERTY OF THE PROP
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            別紙様式第9の2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                BIRDER OF COMMENTS OF COMMENTS
                                                                                                                                                                                           BROOM IN COMMITTEE OF THE PROPERTY OF THE PROP
THE COMMENT OF THE PROPERTY OF
```

```
別紙様式第11の2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           HARGE TO COMMENT OF THE PROPERTY OF THE PROPER
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               別紙様式第11の3
                                                                                             BEIGN 10 | matter in contract of the contract 
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |別紙様式第11の4
EXECUTION CONTRACTOR CONTRACTOR

FOR CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR

A CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR

A CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR

A CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR

A CONTRACTOR CONTRACTOR CONTRACTOR

B CONTRACTOR

B
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |別紙様式第11の5
STREET, LOT, WARRING, MAN, CONTROLL, STREET, CONTROLL, C
```

	MINISTER OF CONTRACTOR AND	が組材式第11の6
_	MARCAST IN CONTROLLER	別紙材式第11のフ
_	MARCHAN (10) evanou-communities BL. Communities ACT QL N II RENTH B AND	別紙様式第11の8
_	TANABACH (O.) (PROPRIETO AND	別紙様式第11の9

```
2 適用銀田銀計、5の扱行や単型の開発に関した。

3 個用銀田銀計、5のものに関係が単型の開発を関した。

3 個用銀田銀計、5のものに関係が単型の開発を関した。

1、 個用銀田銀門の関係の利用以が単位を開発が関係が関係がある。

あっては、銀田の東田にかる関係が関係が表現し、3数

が3に関げる単級でので、位置は、田田田のに必が出来る。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     別紙様式第12
                                                                  BROCKET DE SPECIAL DE 
                                                                                         INTEGER I CONTRACTO PER PROPRIO DE LA CONTRACTO DE LA CONTRACTOR DE LA CON
```

THE CONTROL OF THE CO

* 3 11

(1985) 11 (1985) 12 (1985) 13 (1

REMODICAL TOTAL CONTROL OF THE CONTR